

地域力創造推進に関する研究会 開催要綱

第1 趣旨

総務省は、2008年の地域力創造グループ発足以降、「人材力の強化に向けた取組（地域おこし協力隊等）」「地域固有の資源を活用した取組（ローカル10,000等）」を中心に「地域力」を高める取組を支援してきた。

この間、東日本大震災、デジタル化の進展、孤独・孤立問題、SDGs、新型コロナ感染症拡大等の社会経済情勢の変化が生じており、グループ発足15年目の節目に、今まで実施してきた施策について改めて評価・体系化とともに、今後力を入れるべき地域力創造施策について検討するため、「地域力創造推進に関する研究会」を開催する。

第2 名称

本検討会の名称は、「地域力創造推進に関する研究会」とする。

第3 主な検討事項

- 1 地域力創造グループ発足以降、取組んできた施策については、それぞれ一定の成果をあげてきているが、改めて、その成果と課題を分析した上で、今後の方向性の検討。
- 2 これまで中心的に取り組んできた「人材力の強化に向けた取組」（地域おこし協力隊など）及び「地域固有の資源を活用した取組」（ローカル10,000プロジェクトなど）について、推進施策の改善や見直しの検討。
- 3 社会経済情勢の変化を踏まえた取組や上記2の施策を支える取組の推進施策（地域のデジタル化、定住自立圏の推進など）の検討。

※ 上記の他、地域での生活や活動への関心を高める、或いは地域のイメージや発信力を向上させるための取り組み等を、幅広く、総合的に検討する。

第4 構成及び運営

- 1 本検討会の構成員は、別添のとおりとする。
- 2 本検討会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブサーバーを追加することができる。
- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を

聞くことができる。

- 6 その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第5 議事・資料等の扱い

- 1 本検討会は、原則として非公開とする。
- 2 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第6 その他

- 本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域自立応援課において行うものとする。